

「住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和7年4月30日（水曜日）

2 意見募集結果

意見提出件数 13件（意見提出者数 3人）

区分	内 容	件数
1	改正内容に関するもの	4件
2	全般的な事項に関するもの	7件
3	その他	2件
合計		13件

3 提出意見に対する県の考え方

(1) 意見反映区分

区分	内 容	件数
A	規則に反映させたもの	0件
B	意見の趣旨がすでに規則に盛り込まれているもの	0件
C	今後の取組において参考にするもの	2件
D	規則に反映できないもの	1件
E	その他	10件
合計		13件

(2) 意見に対する県の考え方

整理 番号	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	この案が出された経緯を知りたい。	E	<p>はじめに、住民基本台帳法の規定に基づき、都道府県独自の事務を条例に定めることで、都道府県知事は当該事務において、住民基本台帳ネットワークを用いることができます。今回の規則改正案が出された経緯としては、次のとおりとなります。</p> <p>○ 神奈川県公安委員会が行う「道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号及び第 16 号に基づく講習の実施に関する事務」の追加について</p> <p>自転車は極めて身近な交通手段として様々な目的で利用されていますが、依然として交通ルールやマナー違反に関する県民からの意見・要望が多くあります。</p> <p>また、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等にあつては、近年、利用が増加しており、これに伴い交通事故等の増加が見込まれます。</p> <p>これらの運転に関し、危険行為を 3 年以内に 2 回以上行ったものに対しては、神奈川県公安委員会から講習の受講が命じられますが、講習の受講にあたって必要とされている通知等を受講対象者に交付できなかった場合に、受講対象者の住所等を確認する目的で住民基本台帳ネットワークを用いるため、当該事務を条例に定めるための条例改正がなされました。</p> <p>そこで、当該事務が条例に追加されたことに伴い、当該事務の細目を規定するため、今回の規則改正を行うものです。</p> <p>○ 知事が行う「母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けに係る債権の管理に関する事務」及び「神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による貸付けに係る債権の管理に関する事務」の利用範囲の拡大について</p> <p>既に条例に規定されているこれらの事務について、従前は住民基本台帳ネットワークを用いることができていなかった関係人を事務の利用範囲の対象としたり、納入通知書等が返戻となつてからしか利用できないという制約を外すことにより、より多くの債権調査が可能となります。これらの者については、現在、公用請求により住民票の写し等を取得し債権調査を行っていますが、多大な時間や手間を要していることが課題となっています。</p> <p>この課題に対応するため、事務の利用範囲の拡大をすることで、より公正公平な債権管</p>

			<p>理の遂行が実現できるといった、行政の合理化に資することが期待できたり、また、貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が早急に債務者に届くことで、債務者との折衝が早期に実現でき、延滞利息が付される期間の短縮につながるといった、債務者側にとっても個別的利益の増進が期待できます。</p> <p>これらのメリットを鑑み、今回の規則改正を行うものです。</p>
2	改正規則によってどんな利点が見込まれるか知りたい。	E	<p>まず、神奈川県公安委員会が行う「道路交通法第108条の2第1項第15号及び第16号に基づく講習の実施に関する事務」の追加について、住民基本台帳ネットワークを利用することによって、住民票の写しの公用請求等が不要になり行政の合理化に資することが期待できます。</p> <p>また、特定小型原動機付自転車及び自転車講習の受講対象者が当該講習を速やかに受けることで、記憶が新しいうちに証言ができるなど、防御権を適正に行使することができたり、自身の交通ルールやマナーの向上により、結果として自身が加害者となる事故を未然に防ぐことができるといった、本人にとっての個別的利益の増進が期待できます。</p> <p>さらに、受講対象者が確実に講習を受講することは、違反者の数を減らすことにつながり、公道における安全性・安心性の確保といった、住民全体にとっての一般的利益の増進が期待できます。</p> <p>次に、知事が行う「母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けに係る債権の管理に関する事務」及び「神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による貸付けに係る債権の管理に関する事務」の事務の利用範囲の拡大について、住民基本台帳ネットワークを利用することによって、従前は住民基本台帳ネットワークの利用ができていなかった関係人について、住民票の写しの公用請求等が不要になったり、事務が効率化されることにより多くの債権調査が可能となり、より公正公平な債権管理の遂行が実現できるといった、行政の合理化に資することが期待できます。</p> <p>また、貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が早急に債務者に届くことは、債務者との折衝が早期に実現でき、延滞利息が付される期間の短縮につながるといった、本人にとっての個別的利益の増進が期待できます。</p>

3	住民基本台帳ネットワークの利用拡大について、ネットの利用を上手くできない高齢者などに分かりやすく説明する対策はないか。	E	条例に定められている事務について、住民基本台帳ネットワークを用いて本人確認情報及び附票本人確認情報を利用及び提供することができるのは神奈川県知事であり、住民の方が利用することはありません。このため、特定の年齢層の住民の方へ影響があることは想定されません。
4	自治体が住民基本台帳ネットワークの利用の範囲や業務を独自に規定できる部分があり、運用に地域差が生じる可能性があるが、住民にとって不公平感が生じないように対策は取っているのか。	C	<p>全国の自治体において一律に行われているような事務であり、住民基本台帳法に規定されていない事務については、各自治体において当該事務を条例に定めることで、住民基本台帳ネットワークを利用することができますが、当該事務を条例に定めていない自治体においては、住民基本台帳ネットワークを利用することはできません。</p> <p>したがって、ある自治体では住民票の写しの提出を省略できるが別の自治体では省略できないというように住民側が行う申請等に運用の差が発生してしまう可能性がございます。</p> <p>このような可能性のある事務については、国において必要に応じて住民基本台帳法に事務を規定することで住民基本台帳ネットワークの利用拡大を検討する動きがありますので、県としても、運用に地域差が生じないように、国に情報提供を行うことなどにより協力してまいります。</p>
5	どの機関が、どのような目的で情報を取得・利用できるのかが住民にももっとわかりやすくしてほしい。	C	県のホームページにおいて、住民基本台帳法施行条例に規定されている事務について、事務を所管する所属と事務の内容について掲載しております。いただいたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

6	<p>今回の改正によって、もし住民基本台帳ネットワークの情報が誤って第三者に漏えいした場合、責任の所在や住民への救済措置はどのように対策されているのか記載がない。実害が出た際の補償や再発防止策があれば記載してほしい。</p>	E	<p>総務省や地方公共団体情報システム機構が示す基準や指針に基づき、各自治体は本人確認情報及び附票本人確認情報の保護、管理、セキュリティ等に関する規程を定めています。</p> <p>本県においては、本人確認情報及び附票本人確認情報の保護や管理に関する規程を整備しており、その中で、これらの情報を取り扱う責任者を定め運用しています。</p> <p>住民基本台帳ネットワークの情報が誤って第三者に漏えいした場合の住民への救済措置について、具体的に規定されたものではありませんが、今回の規則改正に関わらず、住民基本台帳ネットワークを用いて知り得た情報を外部に漏らした場合、住民基本台帳法に基づく罰則規定があります。</p>
---	--	---	--

7	<p>本改正案では本人確認情報の提供・利用範囲の拡大が目的とされているが、情報の取扱いに関する具体的な管理ルールやガイドラインについての記載がみられない。これらのルールはどのように定められているか。住民が自分の情報の提供履歴を確認できる仕組みが存在するのか。</p>	E	<p>住民基本台帳ネットワークの利用について、総務省や地方公共団体情報システム機構が示す基準や指針に基づき、各自治体は本人確認情報及び附票本人確認情報の保護、管理、セキュリティ等に関する規程を定め運用しています。</p> <p>具体的には、住民基本台帳ネットワークの安全性を維持するために、法律及び条例で明確に提供先や利用目的が限定されているほか、職員による不正使用や、外部からの不正アクセス等を防ぐため、静脈照合情報認証による操作者の限定や、閉域ネットワークを用いた隔離された状態での通信、ファイアウォールによる厳格な不正アクセス対策、といった措置を講じています。</p> <p>さらに、住民基本台帳ネットワーク担当者を対象としたセキュリティに関する研修を実施し、セキュリティの重要性についての啓発や、監査法人による外部監査等を実施し、業務体制や運用状況などをチェック行っています。</p> <p>こうした取組により、今後もセキュリティの確保には万全を期していきたいと考えています。</p> <p>また、住民基本台帳法の規定に基づき、自己の本人確認情報及び附票本人確認情報についての開示請求、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、自己の本人確認情報及び附票本人確認情報が、「いつ」、「どこへ」、「何のために」、県の機関等に提供又は利用されたのかの開示請求をすることができます。</p>
---	---	---	---

8	<p>住民基本台帳ネットワークを通じた情報提供・利用に際して、対象となる本人への通知や同意取得の仕組みが存在するのかが明記されていない。本人が知らないうちに情報が利用される可能性があるが、この先通知義務や本人確認機会の導入を検討する用意があるか。</p>	D	<p>住民基本台帳法に規定されているとおり、利用主体は住民基本台帳ネットワークを通じた情報提供・利用が可能とされています。</p> <p>本人が同意した事務に対して住民基本台帳ネットワークを利用することができる規定はございますが、それ以外の事務について、対象となる本人への通知や同意取得の仕組みは存在していません。</p> <p>また、通知義務や本人確認機会の導入につきまして、住民基本台帳法において具体的な規定がないため、神奈川県独自で導入する用意はありませんが、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、自己の本人確認情報及び附票本人確認情報が、「いつ」、「どこへ」、「何のために」、県の機関等に提供・利用されたのか、開示請求の仕組みがあります。</p>
9	<p>住基ネットワークの利用を拡大することで若い人たちは利用しやすくなるかもしれないが、高齢者等の慣れていない人たちへの影響はないか。また影響がある場合の措置はあるのか。</p>	E	<p>条例に定められている事務について、住民基本台帳ネットワークを用いて本人確認情報及び附票本人確認情報を利用及び提供することができるのは神奈川県知事であり、県民の方が利用することはありません。このため、特定の年齢層の住民の方へ影響があることは想定されません。</p>

10	<p>住基ネットワークを利用することで公用請求等が不要になるなどのメリットは記載されているが、知事から知事以外の県の執行機関に送信されるときに別の人の個人情報の誤送信が起こってしまう等の、何かデメリットはないのか。またある場合には対策があるのか。</p>	E	<p>まず、住民基本台帳ネットワークを利用する目的としては、対象者の本人確認や所在等を把握するために用いられる場合が考えられますが、今回の規則改正の事務の追加について、その検索の方法としては、例えば、知事以外の県の執行機関の職員が、対象者の4情報（氏名、住所、生年月日、性別）の組み合わせを条件として住民基本台帳ネットワークの端末で抽出を行い、事務で必要となる者を特定し、その情報の提供を受ける場合があります。</p> <p>住民基本台帳ネットワークの利用に限らず、個人情報を取り扱う場合、いただいたご意見のようなリスクは想定されるものではありませんが、このリスクへの措置として、対象者を特定するために最低限必要となる検索条件が設定されており、本来の対象者と異なる方の情報が提供されることを防ぐ仕組みになっております。</p> <p>また、いただいたご意見の中に「誤送信」との記載がありますが、システムを通じて対象者の情報が送信されたり、メール等により対象者の情報が送信されるわけではありません。</p> <p>なお、条例で規定された事務に従事する者が事務を行うにあたって知り得た情報を外部に漏らした場合、住民基本台帳法に基づく罰則規定があります。</p>
11	<p>行政の合理化が期待されることで、なぜ、違反者の確実な講習の受講につながるのか。具体的に記載されていないので知りたい。</p>	E	<p>期待される効果については、行政の合理化（行政側のメリット）と本人にとっての個別的利益・住民全体にとっての一般的利益（県民側のメリット）に分けて整理させていただいています。</p> <p>行政の合理化としては、多大な時間と労力を要していた住民票の写しの公用請求等が不要になることで、事務の効率化が図られるといった行政側のメリットが期待できます。</p> <p>また、講習の受講にあたって必要とされている通知等を受講対象者の所在等が分からず交付できなかった場合に、受講対象者の住所等を確認する目的で住民基本台帳ネットワークを用いることにより、これまでは、自身が講習の受講対象者であることを知り得なかった者について、速やかに講習の通知等を交付することができます。</p> <p>これにより、より多くの違反者が確実に講習を受講することで違反者の数を減らすことにつながり、公道における安全性・安心性の確保といった、県民側のメリットが期待できます。</p>

12	<p>債権の管理データを知事以外の県の執行機関及び事務を追加することで情報が洩れ、不利益が発生した場合どのような補填が行われるのか。補填の額によっては外部に情報が漏れた場合回収できる債権より損失が大きくなる事態を招くことにならないか。</p>	E	<p>住民基本台帳ネットワークで扱う情報は本人確認情報及び附票本人確認情報であり、債権の管理データを住民基本台帳ネットワークで扱うことはありません。</p> <p>また、今回の規則改正の事務の追加に関係なく、住民基本台帳ネットワークの情報が外部に漏れたことで不利益が発生した場合、補填が行われるような具体的な規定はありませんが、住民基本台帳ネットワークを用いて知り得た情報を外部に漏らした場合、住民基本台帳法に基づく罰則規定があります。</p>
----	---	---	--

13	<p>模範的な運転手が講習を受け、改めて自分の運転を見直すいい機会になるとは思いますが、度々危険運転を繰り返すような交通マナーに欠ける人が講習を受けるか疑問です。この講習の受講にはどの程度の強制力を持つのでしょうか。危険運転による講習は強制であり、期間内受けなければ五万の罰金が発生しますがこちらも同様なのでしょうか。</p>	E	<p>当該講習は、道路交通法第108条の3の5第1項及び第2項で定められた講習で、講習受講対象者が、その受講命令に従わなかった場合は、同法第120条第1項第17号の規定により、5万円以下の罰金が科せられます。</p>
----	---	---	--